



## 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の 適正な実施について

宮城県、沖縄県、山口県において、和牛の父子不一致が確認され、畜産業・畜産物に対する社会的信頼が損なわれています。

このため、自己所有の雌牛に人工授精等を行う場合も含め、次のことに注意してください。

### 業務上の注意事項

- 1 家畜人工授精用精液等を融解する際、容器（ストロー）に記載されている種雄牛の名前、精液の採取年月日等を確認する。
- 2 注入した雌畜の名前や個体識別番号等、注入した家畜人工授精用精液等の情報（種雄牛の名前、採取年月日等）と精液等の証明書（ラベル）の記載内容を確認し、正確に記録し保管する。
- 3 子牛の販売に際して、適正な書類が作成できるよう、使用済みの容器（ストロー）と当該容器に対応する証明書を突合できるよう管理する。
- 4 子牛を販売する際には、証明書を添付するなど家畜人工授精等を行った者や経緯が明確となるようにする。

ご不明な点は

青森家畜保健衛生所にお問い合わせください。

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474